

次期障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた基本指針改正の概要と重要事項

1. 基本指針の改正概要と計画期間

基本指針（大臣告示）は、市町村および都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を定める際の基礎となる方針である。

○告示： 令和 8 年 3 月 31 日

○次期計画期間： 令和 9 年 4 月 ～ 令和 12 年 3 月（3 か年）

○主な改正の視点：

- ・ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための「生産性向上」に関する事項を新たに追加。
- ・ 地域ニーズに応じたサービス提供体制の整備、意思決定支援の促進、虐待防止の徹底などを強調。

2. 第 8 期・第 4 期計画における成果目標（令和 11 年度末）

計画の最終年度となる令和 11 年度末に向けた主な成果目標が以下のように設定されている。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域移行者数： 令和 7 年度末の施設入所者数の **6%以上**。

○施設入所者数： 令和 7 年度末の実績から **5%以上削減**。

○個室化の推進： 施設における居室の個室化等の取組状況を活動指標として把握。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○地域生活日数： 精神病床退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を **319.3 日以上** とする。

○再入院率の抑制： 退院後 30 日以上の再入院率を、90 日時点で 10.3%以下、180 日時点で 17.4%以下、365 日時点で 25.7%以下とする【新規】。

○住民支援： 「心のサポーター※1」を令和 15 年度末までに 100 万人以上養成。K6 指標※2 等を用いて住民のこころの状態を把握【新規】。

※1 メンタルヘルスや精神疾患に対する正しい知識を持ち、身近な人（家族、友人、同僚など）のこころの不調のサインに気づき、話に寄り添って支援を行う人

※2 うつ病や不安障害などの精神疾患リスクを 6 つの質問で簡便にスクリーニングする心理検査

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

○一般就労移行者数： 令和 6 年度実績の **1.31 倍以上**。

○就労選択支援： 協議会設置圏域ごとに 1 事業所以上設置し、令和 11 年度の利用者を全国で 82,000 人以上とする【新規】。

【障害児支援の提供体制整備】

○**中核的機能の確保**：各市町村または圏域において、児童発達支援センターの「4つの中核機能※3」を確保する。

※3①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

③地域のインクルージョンの中核機能

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

○**インクルージョンの推進**：協議の場を各市町村または圏域に設置【新規】。

○**相談支援**：望まないセルフプランの解消を目指し、伴走的な相談支援体制を構築する。

3. 高次脳機能障害者への支援強化

高次脳機能障害者支援法の成立を踏まえ、切れ目のない支援体制の構築が求められている。

○**基本的理念**：居住地域にかかわらず、医療・リハビリ・生活支援・社会参加支援を等しく受けられる体制を目指す。

○**体制整備**：

・都道府県による「高次脳機能障害者支援センター」の設置。

・専門的な医療機関の確保。

・地域協議会の設置による相談支援体制の充実。

○**具体的施策**：権利利益の擁護（いじめ・虐待防止）、司法手続における配慮、家族等への支援、国民への普及啓発。

4. サービス提供体制の適正化と質の確保

地域のニーズに即したサービス整備を行うため、行政の権限を強化・明確化。

(1) 総量規制の活用

○**対象サービスの拡大**：令和9年4月より、総量規制の対象に「共同生活援助（グループホーム）」を追加。

○**運用の弾力化**：強度行動障害、医療的ケア児者、高次脳機能障害などの重度障害者向けの個別ニーズについては、総量規制の例外として指定を行うなどの配慮を求める。

(2) 市町村による「意見申出制度」

市町村が地域のニーズを把握している一方で、指定権限が都道府県にあることによる乖離を解消するための仕組み。

○**仕組み**：市町村は都道府県に対し、事業者指定に際して「市町村障害福祉計画との調整」の見地から意見を申し出ることができる。

○**条件付与**：都道府県は市町村の意見を勘案し、指定に際して「条件」を付すことが可能（例：強度行動障害の研修受講、特定地域のニーズへの対応など）。

(3) サービスの質の向上に向けた取組

○情報公表制度：自治体管内事業所の公表率・更新率を **100%** とすることを目指す。

○生産性向上：介護テクノロジーの導入による業務効率化、人材確保のためのワンストップ窓口の設置などを推進する。

5. 策定にあたっての活動指標（例）

計画の実効性を担保するため、以下の指標等の活用を推奨。

分野	主な活動指標
地域生活支援	地域生活支援拠点等の設置数、コーディネーター配置数、運用検証の実施回数
相談支援	基幹相談支援センターの設置状況、主任相談支援専門員の配置数、のぞまないセルフプラン件数（令和 11 年度末にゼロを目指す）
就労支援	福祉施設からハローワークや障害者就業・生活支援センターへの誘導数
発達障害・高次脳機能障害	地域支援協議会の開催回数、ペアレントトレーニング等の実施者数、相談支援件数
人材確保	研修修了者数、処遇改善加算の取得率、生産性向上支援の利用事業所数